

公職選挙法第二五三条の二関係事件の審理の促進について

昭和42年12月15日刑一第245号高等裁判
所長官、地方裁判所長あて事務総長通達

標記事件とくに被告人が国会議員である事件の審理の促進については、昭三十年三月開催の刑事裁判官会同において各種の方策について申合せがなされ（昭和三十年四月二十三日付最高裁判所刑一第六七号当職通達（昭和三十年五月一日付裁判所時報第一八二号登載））、昭和三十三年三月および昭和三十四年七月の刑事裁判官会同においてその趣旨が確認されてきた（昭和三十三年七月十八日付最高裁判刑一第一一八号当職通達（昭和三十三年八月一日付裁判所時報第二六〇号登載）および昭和三十四年七月二十八日付最高裁判刑一第一〇九号当職通達（昭和三十四年八月一日付裁判所時報第二八四号登載））ところですが、本年五月二十二日開催された刑事裁判官会同において、会同員全員一致の意見として標記事件の審理の促進をはかるためとくに別紙一の諸方策を実施するのが適当であるとの意見が表明され、その後、法務省、最高検察庁および日本弁護士連合会と当事務総局において慎重に協議を重ねた結果、標記事件の審理の促進について別紙二のとおり意見の一一致をみましたので、この旨それぞれ貴庁管内各裁判官にお伝え下さい。

なお、法務省および日本弁護士連合会からも全国検察庁および弁護士会に対し、それぞれ別紙二の事項について通達がなされるはずであります。

（別紙一）

公職選挙法違反事件の審理促進について

公職選挙法第二五三条の二にいわゆる百日裁判事件特に被告人が国会議員である事件の審理促進については、昭和三〇年三月の刑事裁判官会同において各種の方策につき申合せがなされ、その後もその趣旨を確認するとともにその実施に努めてきたが、その運用の経験にかんがみ、被告人が国会議員である事件のみならず百日裁判事件全体について特に次の諸方策を実施することが適当であると考える。

一 裁判所の方針

- (一) この種選挙法違反事件を担当する裁判官には、できる限り他事件の配点を停止する等当該事件の処理に専念することができるよう配慮すること。
- (二) この種事件の期日は他の事件に優先して指定するものとし、当該裁判所の他の部のみならず他庁においてもこれに協力すること。
- (三) 関連事件との併合分離については、審理の遅延をきたさないよう格段の考慮をはらうこと
- (四) 刑訴規則第一七八条の一〇の規定を活用して訴訟関係人と期日の指定等について打合せを行ない、事件全体の審理計画を立てた上すみやかに第一回公判期日を開き、直ちに実質審理を行なうよう努めること。
- (五) 公判期日は、できる限り事件の終結に至るまでの全期日をまとめて指定し連続して開廷すること。
- (六) 一たん定めた公判期日は真にやむをえない場合のほか変更しないこと。
- (七) 公判調書は特に迅速に整理し、上訴記録はすみやかに上訴審に送付すること。

二 検察官、弁護人双方に対する要望

- (一) 期日の指定に協力し、指定された公判期日を厳守するとともに、被告人、証人の出頭を確保すること。
- (二) 証拠の申請にあたつては、証拠を厳選し、必要最少限の最良証拠に限ること。調書の一部同意、合意書面の活用等立証の合理化に努めること。

三 検察官に対する要望

- (一) この種事件の起訴にあたつては、できるだけ他の被告人と分離して起訴し、かつ、訴因を重要なものに限る等百日裁判に適する形で起訴すること。
- (二) 関連事件の起訴はできる限りすみやかに行なうこと。
- (三) 供述調書の作成にあたつては、公判において争われることが予想される事項とそうでない事項を分離し、別個の調書を作成すること。供述調書は複写の可能な形で作成すること。
- (四) 捜査担当の検察官と公判担当の検察官との連絡を緊密にし、特に記録の引継ぎをすみやかに行なうこと。
- (五) 起訴後すみやかに証拠書類および証拠物の整理を完了し、弁護人に対しその閲覧賛

写の機会を十分、かつ、すみやかに与えること。証拠書類についてはできる限りその写しを弁護人に交付すること。

四 弁護人に対する要望

(一) 主任弁護人または副主任弁護人の予定者には当該裁判所の所在地またはその近傍に在住する弁護人をあて、審理の遅延をきたさないよう配慮すること。

(二) 弁護人多数の事件についてはできる限り各弁護人ごとに担当事項を定める等、一部の弁護人の支障により審理の遅延をきたさないよう努めること。

(三) 証拠書類および証拠物の閲覧謄写、同意・不同意の見込みの通知等訴訟の準備をすみやかに整え、第一回公判期日から実質審理が行なわれるよう努めること。

五 その他

(一) 本方策をより効果的に実施するため、第一審強化方策地方協議会において各地の実情に応じた適切な実施策を検討すること。

(二) 百日裁判事件以外の公職選挙法違反事件についても、その処理に時機を失しないよう留意すること。

(別紙二)

公職選挙法第二五三条の二のいわゆる百日裁判事件の審理の促進について

最高裁判所、法務省、最高検察庁および日本弁護士連合会は、慎重協議の結果、標記事件の審理の促進に関する昭和三〇年四月の右四者間の協議の結果を確認し、標記事件の審理を促進するためには、特に裁判所の適切な訴訟指揮と検察官および弁護人の積極的な協力が必要であり、左記の諸事項の励行が肝要である旨完全に意見の一致をみた。

記

(訴訟指揮)

一 裁判所は、適切強力な訴訟指揮により、計画的、集中的な審理を行なうこと。

(百日裁判に適する起訴)

二 検察官は、この種事件の起訴にあたつては、できる限り、他の被告人と分離して起訴することを考慮し、かつ、訴因を簡明にする等百日裁判に適する形で起訴するよう努めること。

(供述調書の作成)

三 この種事件の供述調書は、できる限り事項別に、かつ、複写の可能な形で作成すること。

(関連事件の起訴)

四 検察官は、関連事件の起訴をできる限りすみやかに行なうこと。

(関連事件の併合分離)

五 裁判所は、関連事件の併合分離については、審理の遅延をきたさないように格段の配慮をはらうこと。

(検察官相互の連絡)

六 捜査担当の検察官と公判立会の検察官とは、連絡を緊密にし、特に記録の引継ぎをすみやかにすること。

(証拠書類および証拠物の閲覧謄写)

七 検察官は、起訴後すみやかに証拠書類および証拠物の整理を完了し、弁護人に対しその閲覧謄写の機会を十分、かつ、すみやかに与えるとともに刑訴規則一七八条の一の規定の活用を考慮すること。

弁護人は、証拠書類および証拠物の閲覧謄写、同意・不同意の見込みの通知等訴訟の準備をすみやかに整え、第一回公判期日から実質審理が行なわれるよう努めること。この場合において、検察官は、証拠書類の謄写につきできるだけ弁護人の便宜をはかるよう配慮すること。

(期日の指定および遵守)

八 裁判所は、訴訟関係人の準備に即応し、隨時刑訴規則一七八条の一〇の規定を活用して公判期日の指定その他訴訟の進行に関する打合せを行ない、できる限り連續した期日を指定し、一たん指定した期日は真にやむをえない場合のほか変更しないこと。被告人が正当な理由がなく出頭しないときは、刑訴法五八条または九六条の規定の活用を考慮すること。

この種事件の期日は、他の事件に優先して指定するものとし、当該裁判所の他の部のみならず他庁もこれに協力すること。

検察官および弁護人は、指定された期日を厳守し、被告人、証人の出頭を確保すること。

(主任弁護人等)

九 主任弁護人が遠隔の地にある等のため期日の指定に困難をきたし、または一部の弁護人の支障により審理の遅延をまねくおそれがある場合もあることにかんがみ、主任弁護人または副主任弁護人にはできる限り、当該裁判所の所在地またはその近傍に在住する弁護人をあて、また弁護人相互間に担当事項を定める等弁護人の支障により審理の遅延をきたさないよう努めること。

(証拠の厳選等)

一〇 裁判所は、争点の明確化に努め、これに即した証拠調べを行なうこと。検察官、弁護人は、証拠の申請にあたつては証拠を厳選し、不必要的重複立証を避けること。調書の一部同意、合意書面の活用等立証の合理化に努めること。

(公判調書の整理等)

一一 この種事件の公判調書等は、特に迅速に整理し、上訴記録はすみやかに上訴裁判所に送付すること。

(その他)

一二 その他公職選挙法違反事件の審理促進に関する最高裁判所事務総長通達（昭和二七年一二月一五日付最高裁判所刑二第二〇八六五号「公職選挙法違反被告事件の処理について」および昭和二八年五月一三日付同刑一第五九四一号「公職選挙法第二五三条の二関係事件の審理促進について」）に掲げる事項を確認し、その励行に努めること。

(地方の実情に応じた対策の検討)

一三 以上の方策をより効果的に実施するため、第一審強化方策地方協議会において、各地の実情に応じた適切な実施策を検討すること。

(他の公職選挙法違反事件の処理)

一四 百日裁判事件以外の公職選挙法違反事件についても、裁判所は、その処理に時機を失しないよう留意し、検察官、弁護人もこれに協力すること。